

平成21年度 事業報告

業務に関する事項

1. 自主規制に係る事業

平成21年度は、平成21年1月15日に自主規制措置として策定し、同年2月1日より実施している「商品先物取引委託者保護総合プログラム」（以下「総合プログラム」という。）に基づき、トラブル解消に向けて会員及び会員の役職員等を対象にした指導等を引き続き実施するとともに、第81回理事会（11月25日開催）において承認された「平成22年度予算作成の基本的考え方」を踏まえ、自主規制に係る事業や紛争処理に関する事業等について徹底的な見直しを行い、最大限の効率化を図るため、それらの事業に関する自主規制ルールの一部を改正した。

その他、違反等行為を行った会員6社に対する制裁及び会員役職員等3名に対する処分並びに会員に対する実地監査等を行った。

自主規制ルールの整備

不正資金の流入防止措置の徹底について

本会が4月に実施した制裁事案において、委託者の横領事件に絡む不正資金が商品先物市場に流入し、しかも複数の会員がこれを防止できなかったことを踏まえ、これまでに通達等により会員に要請してきた不正資金の流入防止策について、会員における現在の措置状況等の実態を把握し、その結果によって一層効果的な措置を求めるか否かを検討することとし、第31回自主規制委員会（5月13日開催）の審議を経て、第77回理事会（5月28日開催）において承認された「不正資金の流入防止に係る社内管理体制等に関する調査表」を、同日、会員代表者宛に送付して実態調査の協力を要請した。

この実態調査の結果（調査対象：47社、調査期間：5月28日～6月19日、回答状況：47社）を踏まえ、対象者の範囲について、ノンバンク等の金銭取扱者やその上司及び部下についても対象とするなど細かく特定すること、対象者の属性把握について、受託契約を締結する段階に加えて、取引開始後についても定期的に属性の変更等を調査する体制を整備すること、対象者の取引資金に関する調査開始基準について、明確かつ具体的に定めて調査を適切に実施すること、調査開始基準を超えときの調査において、対象者に対して資産の裏付けとなる資料の提出を義務付けるよう整備すること、調査結果に基づく措置や裏付け資料の提出がない場合の措置について、より明確かつ具体的に定めて厳格に実施すること、を不正資金の流入防止策のための取り組みとするとともに、「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」及び「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」の一部を改正することとし、第32回自主規制委員会（7月8日開催）の審議を経て、第79回理事会（7月22日開催）において承認され、即日施行された。

そして、同日、会員代表者宛に「不正資金の流入防止措置に関する調査結果の報告及び不正資金流入防止のための一層の取り組みについて」を通知し、理事会で決定した取り組みとガイドラインの改正を踏まえて不正資金の流入防止措置の実施状況を点検するとともに、受託業務管理規則を改正するなどにより効果的な措置を導入するよう要請した。

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の一部改正について

平成12年4月1日より商品取引責任準備金の積立て等に係る事業を実施してきたが、平成17年4月1日に会員が自社の専用口座において積立てる方法に変更してから4年以上経過し、会員における管理等が定着していることに鑑み、本会が規則に定めていた商品取引責任準備金の具体的な管理方法について、本会の規則を踏まえて会員各社が定めた社内規則に委ねる一方、本会にあっては必要かつ適当と認めた場合に会員に報告を求めて調査する確認体制に変更することとし、「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」を一部改正し、第39回総務委員会・第34回自主規制委員会合同会議（1月15日開催）の審議を経て、第83回理事会（1月27日開催）において承認され、平成22年4月1日に施行されることとなった。

また、会員の実務担当者に対して、商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の改正に関する説明会を2月5日に東京で開催し、その施行日である4月1日までに社内規則を制定して役職員に遵守させるよう周知を図った。

商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則の一部改正について

平成19年10月1日より商品取引事故の確認申請、審査等に係る事業を実施するに際し、「事故確認申請等の記入の手引き」を作成して実務担当者に対して説明会を開催して周知を図るとともに、その後も必要に応じて当該手引きを改訂して適宜実務担当者との意見交換を行うなどの取り組みを行った結果、商品取引事故の内容に関する書類の作成等手続きも概ね定着するに至った。こうした現況に鑑み、事故確認申請等の手続きについて、本会が商品取引事故の内容を審査する体制から必要書類の添付状況等を点検する体制に変更することとし、「商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則」を一部改正し、第39回総務委員会・第34回自主規制委員会合同会議（1月15日開催）の審議を経て、第83回理事会（1月27日開催）において承認され、平成22年4月1日に施行されることとなった。

また、会員の実務担当者に対して、改正した「商品取引事故の確認申請等に関する規則」に関する説明会を3月19日に東京で開催し、確認申請等の手続きの変更内容の周知を図った。

紛争処理規程、あっせん・調停委員会規則及び苦情処理規則等の一部改正について

平成21年2月23日付けで答申された産業構造審議会商品取引所分科会報告書において「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR促進法」という。）の認証事業者による客観性が高く、また、法的効果も強いあっせん・調停を商品先物取引の分野においても実現することが有効であると考えられる」と提言されたことを踏まえ、本会のあっせん・調停業務の一層の機能強化を図る観点から、ADR促進法に基づく認証紛争解決

事業者としての法務大臣による認証を取得することとし、ADR促進法に定める当該認証の取得に係る基準・要件に合致したものとするため、紛争処理規程、あっせん・調停委員会規則及び苦情処理規則を一部改正し、第33回自主規制委員会（9月4日開催）の審議を経て、第80回理事会（9月16日開催）において承認された。その後、10月6日付けで主務大臣より紛争処理規程の変更に係る認可を受け、10月26日、法務省司法法制部に対してADR促進法第5条の規定に基づく民間紛争解決手続の認証申請を行った。

しかしながら、第81回理事会（11月25日開催）で承認された「平成22年度予算作成の基本的考え方」において「自主規制団体として苦情・紛争の解決等に係る必須の事業を行いうる基盤を確保するために必要性の薄れた事業を廃止することを含め事業の抜本的な見直しを行い、また、必須の事業についても、事業の執行方法を徹底的に見直し、あっせん・調停業務の合理化等による最大限の効率化を図る」との方針が示されたことから、紛争仲介の手続きにおける費用負担の公平性の観点にも配慮しつつ、「あっせん」及び「調停」の2段階による紛争解決手続を、最終的な処理の仕方により「あっせん」又は「調停」のいずれかで終結する一段階の手続き等にするとし、紛争処理規程、あっせん・調停委員会規則及び苦情処理規則を一部改正し、第35回自主規制委員会（2月17日開催）の審議を経て、第84回理事会（2月24日開催）において承認された後、3月31日付けで主務大臣より紛争処理規程の変更に係る認可を受け、平成22年4月1日に施行されることとなった。

また、会員の実務担当者に対して、紛争処理規程等の改正に関する説明会を3月19日に東京で開催し、紛争仲介の諸手続の変更内容の周知を図った。

なお、10月26日に法務省司法法制部に対して行った民間紛争解決手続の認証申請については、「平成22年度予算作成の基本的考え方」に基づいて改正した内容が紛争仲介業務の中核をなす部分に及ぶものであり、それを実際に運用して実務上の問題点を検証する必要もあることから、12月24日に取下げた。

会員の企業情報の開示に関する規則の一部改正について

会員の企業情報の開示に関する規則（平成20年6月2日施行）に基づき、会員は年次開示資料及び月次開示資料を本店及び従たる営業所に備え置くとともに、自社のホームページに掲載し、本会においても年次開始資料を本部及び支部の事務所に備え置くとともに、本会のホームページに掲載することにより開示している。このように、会員が平成20年度から自社のホームページに年次開示資料と月次開示資料の掲載を開始したこともあり、本会事務所に来会して閲覧する者が大幅に減少し続けていることから、本会における開示をホームページに一本化し、前年度との比較が可能となるよう本会及び会員における開示の期間を直近2年間とするため、会員の企業情報の開示に関する規則を一部改正するとともに、対面取引、電子取引等全ての受託業務管理規則を掲載するよう明確化するため、年次ディスクロージャー項目記載要領の記載要領を一部改正し、第34回（1月15日開催）及び第35回（2月17日開催）の自主規制委員会の審議を経て、第84回理事会（2月24日開催）に

において承認され、平成22年4月1日から施行されることとなった。

また、会員の実務担当者に対して、会員の企業情報の開示に関する規則の改正に関する説明会を3月19日に東京で開催し、会員の企業情報の適切な開示の徹底を図った。

商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正について

平成21年3月期の有価証券報告書からXBRL形式による財務諸表等の作成が義務付けられたことを受け、財務諸表等規則等において財務諸表等（様式）の体裁を新EDINETの表現形式に揃えるための改正があったこと、また、リース取引に関する会計基準が適用されることに伴い、勘定科目や注記事項の追加があったこと等から、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第18回監査委員会（5月20日書面開催）の審議を経て、第77回理事会（5月28日開催）において改正が承認された。

商品先物取引業統一経理基準の一部改正について

「企業結合に関する会計基準」が改正され、平成21年4月1日以後開始する事業年度において実施される企業結合から早期適用が可能となったことから、商品先物取引業統一経理基準について、勘定科目の新設のほか、引用している会計基準等の最終改正日の更新等の必要な見直しを行い、第19回監査委員会（2月15日書面開催）の審議を経て、第84回理事会（2月24日開催）において改正が承認された。

総合プログラムに基づく指導等の実施

確定判決による解決事案に対する措置の実施

総合プログラムの実施日である平成21年2月1日以降、損失補てんに関する事故報告書に記載された商品取引事故のうち、裁判所の確定判決により解決した事案に関し、当該会員から関係資料の提出を受けるとともに、その事情を聴取して内容を調査した結果、1社について、直接会員代表者に対して受託等業務の改善を指導した。

特別指導の実施

平成19年10月1日以降、商品取引事故の確認申請関連の添付資料若しくは損失補てんに関する事後報告書に記載された商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）又は商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情に関与した会員の役職員、あるいは本会受付の未取引に係る苦情に関与した会員の役職員、合わせて27名（延べ23社）について、所属する会員の営業責任者、管理責任者とともに招致して特別指導を実施した。

また、会員の役職員等が他の会員に移動した際、本会発足後の調査対象事故に10件以上関与した会員間移動者1名について、外務員登録の手続きを留保して事情聴取等を行ったが、当該移動者の退社により登録申請が取り下げられたため、特別指導の実施には至らな

かった。

登録外務員に対するコンプライアンス研修の実施

登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの重要性及び商品取引事故等の未然防止の観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置等を周知するとともに、適正な受託等業務の必要性についての認識を徹底した。

会員の制裁の実施状況

制裁規程に基づき、第27回、第28回規律委員会（4月9日、12月16日開催）において、制裁対象行為のあった会員6社について制裁を決定し、次のとおり執行した。

また、同規程に基づき会員名、制裁の内容及び制裁の理由を他の会員に周知するとともに、本会事務所（本部・支部）において執行の日から10営業日の間公示し、本会ホームページに1年間掲載することとした。

| 制裁の内容 | 制裁の理由 |
|---------|--|
| 過怠金（4社） | <p>同社の勧誘によって取引に至った委託者からの受託取引（取引期間：平成17年3月28日～平成19年9月18日）において、その財産の状況に照らして過大な取引を受託しており、適合性の原則に違反していたと認められること。</p> <p>同社の受託業務管理規則に定められた不正資金の流入防止措置の実施において不適切な点があったと認められること。</p> <p>これらの行為によって結果的に不正資金の商品先物市場への流入を防止できず商品取引受託業の信用を著しく失墜させたと認められること。</p> <p>平成19年7月12日に本会から不正資金の流入問題に絡む受託取引で同様の制裁を受けておりながら、二度にわたって商品取引受託業の信用を著しく失墜させたと認められること。</p> |
| | <p>同社の勧誘によって取引に至った委託者からの受託取引（取引期間：平成18年2月24日～平成20年3月24日）において、その財産の状況に照らして過大な取引を受託しており、適合性の原則に違反していたと認められること。</p> <p>同社の受託業務管理規則に定められた不正資金の流入防止措置に関しとるべき措置を怠っていたと認められること。</p> <p>これらの行為によって結果的に不正資金の商品先物市場への流入を防止できず商品取引受託業の信用を著しく失墜させたと認められること。委託者の財産の状況に照らして過大な取引を受託していたと認められること。</p> |

| 制裁の内容 | 制裁の理由 |
|--------|--|
| | <p>電子取引によって参入してきた委託者からの受託取引（取引期間：平成19年11月1日～平成20年4月4日）において、その財産の状況に照らして過大な取引を受託しており、適合性の原則に違反していたと認められること。</p> <p>同社の受託業務管理規則に定められた不正資金の流入防止措置に関する対応を怠っていたと認められること。</p> <p>これらの行為によって結果的に不正資金の商品先物市場への流入を防止できず商品取引受託業の信用を著しく失墜させたと認められること。委託証拠金が不足する状態を解消しないまま取引を継続させ、新たな取引を受託していたと認められること。</p> <p>商品取引責任準備金の積立て等に関する規則第8条第1項に違反して、数回にわたり商品取引責任準備金を取り崩していたこと。</p> <p>同規則第12条第1項に基づいて商品取引責任準備金の残高を本会に預託するよう指示を受けたにもかかわらず、同条第2項に違反して預託しなかったこと。</p> |
| 譴責（2社） | <p>取引証拠金が不足する状況を解消しないまま取引を継続させ、新たな取引を受託しており、受託契約準則に違反していたと認められること。</p> <p>同社の受託業務管理規則に定められた不正資金の流入防止措置の実施において不十分な点があったと認められること。</p> <p>同社の受託業務管理規則に定められた不正資金の流入防止措置の実施において不十分な点があったと認められること。</p> |

会員の役職員等に対する指導、勧告、処分の実施状況

会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第31回綱紀委員会（6月29日開催）において、本会から提起した1名、会員から届出のあった2名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役職員等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、所属会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役職員等の氏名を除く事項を本会事務所（本部・支部）において10営業日の間公示し、本会ホームページにおいて1年間（1カ月以内の職務停止にあっては6カ月間）掲載することとした。

| 処分の内容 | 処分した理由 |
|-------------------|--|
| 外務員の登録の拒否5年間（1名） | 複数の委託者に対し商品取引を装って虚偽の話を持ちかけ預かった金銭及び顧客から預かった地金を無断で売却して得た代金を自らの借金返済に充てていた行為は、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第1号及び第2号に該当する行為と認められるため。 |
| 外務員の登録の拒否3年間（1名） | 委託者に対し金銭貸借を申し込み、金銭を借り受けたことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。 |
| 外務員の職務の停止1カ月間（1名） | 受託業務管理規則に定める習熟期間内における投資限度額を超える委託者からの取引要請に対し、適切な措置を講ずることなくこれを受託したことは、自主規制規則「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第5条第2号に該当する行為と認められるため。 |

会員及び会員役職員等の受託等業務に関する調査及び指導等

会員に対する調査及び指導等

総合プログラムに基づく指導等のほか、苦情の内容が執拗な勧誘や迷惑勧誘に該当する疑いがあると判断された会員3社に対して、受託等業務の適正化の観点から必要とされる指導等を行った。

会員役職員等に対する調査

総合プログラムに基づく指導等のほか、会員から違反等行為に係る届出があった役職員等3名に対して、当該行為が指導等の対象行為に該当するか否かについて調査を行い、事実関係の判明した1名については綱紀委員会にて処分を実施した。

会員に対する監査の実施状況

商品取引所、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金及び(株)日本商品清算機構と共同で4社に対して定期監査を実施し、委託者保護及び受託等業務の適正化を図る観点から受託等業務の執行状況を監査した。

また、商品取引事故等の処理状況を確認するため、本会独自の特定監査を3社に対して実施した。

「商品先物取引・委託のガイド」の改訂

事前交付書面である「商品先物取引・委託のガイド」について、以下のとおり本冊、別冊の改訂を行った。

本冊第16版（平成21年5月発行）

東京工業品取引所が平成20年12月1日に会員商品取引所から株式会社商品取引所に組織変更されたこと、同取引所において平成21年5月7日に新取引システムが導入されたこと、中部支部が平成20年3月24日に移転し、平成21年9月中に閉鎖されることに合わせて改訂を行った。

イ．『商品先物取引のしおり』『取引の開始』『取引中の留意点』『現金決済先物取引及び指数先物取引』『オプション取引など』『取引に当たって注意すべき事項』

東京工業品取引所の株式会社化に伴う取引参加者等の呼称の追加記載、新取引システムの導入による注文方法の変更、サーキットブレーカー制度の採用、夜間立会の導入、帳入値段の決定ルールの変更等に伴う修正

ロ．『取引に関する相談』

中部支部の移転に伴う修正と閉鎖時期の追加記載

別冊第28版（平成21年5月発行）

イ．『商品市場における取引の委託の取次ぎ』

東京工業品取引所の株式会社化に伴う取引参加者等の呼称の追加記載

ロ．『商品取引所一覧』『上場商品の単位等』『立会時刻と限月』『テレホンサービス』

東京工業品取引所の株式会社化に伴う名称変更、白金（ミニ取引）の上場及びテレホンサービスの廃止に伴う変更

関西商品取引所の繭糸市場の閉鎖及びブローラーの上場廃止（試験上場の期間を延長せず）に伴う変更

中部大阪商品取引所のニッケルの上場廃止（試験上場の期間を延長せず）、アルミニウム及びゴム（TSR）の立会休止に伴う変更

ハ．『上場商品の単位等』

東京穀物商品取引所の一般大豆、とうもろこしの取引単位、倍率に変更されたことに伴う変更

関西商品取引所の米国産大豆、粗糖の取引単位、倍率に変更されたことに伴う変更

中部大阪商品取引所の天然ゴム指数の取引単位、倍率に変更されたことに伴う変更

ニ．『立会時間と限月』

東京工業品取引所の全上場商品の立会時間の変更及び金（ミニ取引）の限月の変更

東京穀物商品取引所のNON-GMO大豆、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒーのザラバ取引への移行に伴う当該商品と一般大豆、小豆、粗糖の立会時間の変更

関西商品取引所の国際穀物等指数、コーヒー指数、粗糖の立会時間の変更

中部大阪商品取引所のゴム（RSS）、天然ゴム指数の立会時間の変更

ホ．『損益計算の具体例』『取引追証拠金の計算例』

東京穀物商品取引所のとうもろこしの取引単位、倍率に変更されたことに伴う変更

ヘ．『預り証拠金余剰額の計算』

東京工業品取引所の注文方法が変更されたことに伴う変更
ト．『上場商品の相場情報』

日本経済新聞の実際の紙面に合わせて変更

会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に定める年次及び月次ディスクロージャー項目記載要領に基づき、対象会員に開示資料の作成を求めるとともに、平成21年3月期の年次開示資料については本会への提出を求め、7月中旬から本会事務所（本部・支部）において順次開示する一方、本会ホームページにおいても、新たに平成21年3月期のものを加え、平成20年3月期のものと併せて2期分の開示資料を掲載することにより開示した。

また、対象会員では、年次開示資料及び月次開示資料の双方について、本店及び従たる営業所に備え置くとともに、ホームページに掲載することにより開示した。

なお、本会事務所における閲覧利用者は以下のとおりであったが、会員の企業情報の開示に関する規則の改正が平成22年4月1日に施行されることに伴い、3月31日をもって本会事務所における年次開示資料の開示を終えた。

会員企業情報の閲覧状況（平成21年4月～平成22年3月）

| | | | |
|--------|----|---------|----|
| 商品取引員等 | 6名 | 一般・委託者 | 4名 |
| 学生 | 0名 | 金融・証券業 | 2名 |
| 報道機関 | 6名 | 情報サービス業 | 1名 |
| 調査研究機関 | 1名 | その他 | 5名 |

合計 25名（延べ人数）

2．苦情・紛争の解決に係る事業

苦情・紛争の解決に係る事業については、委託者等からの商品先物取引に係る問い合わせ・苦情処理からあっせん・調停といった紛争仲介の業務まで取り組んでいるところであるが、特に紛争仲介業務は、自主規制業務と並んで業界内外からもその業務動向等が注目されており、その取扱件数は、発足初年度の平成11年度から増加の傾向を辿っていたが、平成16年度からは減少傾向にあり、平成19年度は131件、平成20年度は96件、平成21年度は63件であった。

苦情を含めた処理状況は次のとおりである。

苦情等の受付及び処理の状況

平成21年度における苦情等の受付件数は、苦情が63件、問い合わせが1,418件となった(表参照)。

苦情申出の対象となった会員の数は25社で、会員総数49社（期首）の51.0%を占めた。また、対象会員のうち、苦情申出5件以上の会員は3社（19件。全苦情件数に対し30.2%）であった。

申出事由別に見ると、不当勧誘に関わるものが、40件63.5%（未取引4件）で、半数以上

を占めた。その処理状況は年度内に解決したものが20件、打切りを含めると処理を完了したものが52件であった（表 参照）。

また、申出人に関する内訳及び本会への紹介者別内訳は次のとおりである。

- 性 別 : 男性 52人 (82.5%)、女性 11人 (17.5%)
- 年 令 別 : 20代 0人 (0.0%)、30代 8人 (12.7%)、40代 14人 (22.2%)
50代 17人 (27.0%)、60代 18人 (28.6%)、70代 6人 (9.5%)
80代 0人 (0.0%)
- 取引経験 : 有 22人 (34.9%)、無 41人 (65.1%)
- 職 業 別 : 自営業 24人 (38.1%)、会社員 20人 (31.7%)
公務員 3人 (4.8%)、無 職 13人 (20.6%)
その他 3人 (4.8%)
- 紹介者別 : 委託のガイド 27人 (42.9%)、消費者相談機関 5人 (7.9%)
弁護士 0人 (0.0%)、インターネット 9人 (14.3%)
主務省 9人 (14.3%)、新聞 1人 (1.6%)
取引所・業界団体 0人 (0.0%)、その他（知人等）12人 (19.0%)

なお、問い合わせ1,418件のうち、国内の商品先物取引に係わる問い合わせは1,126件で79.4%（それ以外は海外商品先物取引や外務員の照会などの取引に直接関係しないもの）であった（表 参照）。

苦情等の受付状況

| | | 申出件数 | 内 訳 | | |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|
| | | | 本 部 | 中 部 | 関 西 |
| 苦 情 | | 63 | 38 | 9 | 16 |
| 問い合わせ | | 1,418 | 1,122 | 53 | 243 |
| 前 年 度 | 苦 情 | 119 | 78 | 15 | 26 |
| | 問い合わせ | 2,079 | 1,526 | 134 | 419 |

苦情の処理状況

| 申出事由類型 | 件 数 | 比率% | 実会員数 | 処 理 結 果 | | |
|--------|-----|-------|------|---------|-----|-----|
| | | | | 解 決 | 取下げ | 打切り |
| 不当勧誘類型 | 40 | 63.5 | 20 | 14 | 0 | 22 |
| 一任売買類型 | 4 | 6.3 | 3 | 1 | 0 | 3 |
| 無断売買類型 | 7 | 11.1 | 7 | 2 | 0 | 3 |
| 過当売買類型 | 3 | 4.8 | 3 | 1 | 0 | 1 |
| 仕切回避類型 | 8 | 12.7 | 8 | 2 | 1 | 3 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 1 | 1.6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 63 | 100.0 | 25 | 20 | 1 | 32 |

「申出事由」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

問い合わせ状況

| | 問い合わせ | うち国内商品先物 |
|-----|-------------|----------|
| 4月 | 151 (12) | 117 |
| 5月 | 176 (17) | 147 |
| 6月 | 148 (21) | 104 |
| 7月 | 149 (17) | 122 |
| 8月 | 98 (15) | 77 |
| 9月 | 106 (21) | 83 |
| 10月 | 106 (13) | 92 |
| 11月 | 110 (5) | 85 |
| 12月 | 104 (8) | 82 |
| 1月 | 92 (12) | 71 |
| 2月 | 103 (10) | 84 |
| 3月 | 75 (8) | 62 |
| 合 計 | 1,418 (159) | 1,126 |

() 内の数字は消費生活センターからの紹介。

紛争仲介の受付及び処理の状況

平成21年度における紛争仲介の受付件数は、あっせんが66件、調停30件（すべてあっせん経由）となった（表 参照）。

あっせん申出の対象となった会員の数は20社で、会員総数49社（期首）の40.8%を占めた。対象会員のうち、あっせん申出5件以上は5社（36件。全あっせん申出件数に対し54.5%）、2件～4件は9社（24件。36.4%）、1件は6社（6件。9.1%）であり、3件以上の会員10社のあっせん申出件数（52件）が全あっせん件数の78.8%を占めた。

主たる申出事由別としてみると、不当勧誘に関するものが、45件68.2%で半数を占めた（表 参照）。

その処理状況は、あっせんについては、本年度申出件数66件と前年度（平成20年度）からの繰越件数23件を合わせた要処理件数は89件であった。そのうち、72件が処理を終了し、残り17件が処理中である。また、打切り43件のうち30件と前年度の繰越件数5件を合わせた35件が調停に移行し、そのうち23件が終了している（表 参照）。

紛争仲介の受付状況

| | 申出件数 | 内 訳 | | |
|---------|------|-----|-----|-----|
| | | 本 部 | 中 部 | 関 西 |
| あ っ せ ん | 66 | 40 | 4 | 22 |
| 調 停 | 30 | 11 | 6 | 13 |

本会の紛争仲介制度は全て「あっせん」から始められることから、調停の30件は全てあっせんから移行したものである。

紛争仲介（あっせん）の申出事由別処理状況

| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 | 処 理 結 果 | | |
|--------|----|-------|------|---------|-----|-----|
| | | | | 解 決 | 取下げ | 打切り |
| 不当勧誘類型 | 45 | 68.2 | 18 | 12 | 2 | 20 |
| 一任売買類型 | 7 | 10.6 | 5 | 2 | 0 | 4 |
| 無断売買類型 | 4 | 6.1 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 過当売買類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 仕切回避類型 | 10 | 15.1 | 7 | 3 | 0 | 0 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 連絡不備類型 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 66 | 100.0 | 20 | 19 | 2 | 28 |

〔あっせん〕

| 申出件数 | 繰越件数 | 処 理 結 果 | | | |
|------|------|---------|-----|-----|-----|
| | | 解 決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 66 | 23 | 27 | 2 | 43 | 17 |

〔調 停〕

| 申出件数 | 繰越件数 | 処 理 結 果 | | | |
|------|------|---------|-----|-----|-----|
| | | 解 決 | 取下げ | 打切り | 処理中 |
| 30 | 5 | 17 | 0 | 6 | 12 |

苦情とあっせん直接申出の申出事由別状況

平成21年度に受け付けた苦情（63件）と直接あっせんに申出られたもの（37件）の申出事由をみると、不当勧誘類型が67件と全体の過半数以上を占めており、仕切回避類型が14件、一任売買類型が8件、無断売買類型が7件と続いている。

| 申出事由類型 | 件数 | 比率% | 実会員数 |
|--------|-----|-------|------|
| 不当勧誘類型 | 67 | 67.0 | 24 |
| 一任売買類型 | 8 | 8.0 | 5 |
| 無断売買類型 | 7 | 7.0 | 7 |
| 過当売買類型 | 3 | 3.0 | 3 |
| 仕切回避類型 | 14 | 14.0 | 12 |
| 返還遅延類型 | 0 | 0.0 | 0 |
| 連絡不備類型 | 1 | 1.0 | 1 |
| そ の 他 | 0 | 0.0 | 0 |
| 合 計 | 100 | 100.0 | 29 |

主務省に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停については、商品取引所法施行規則第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「商品取引員別苦情受付処理件数に係る処理結果」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

苦情処理状況等の会員への周知

苦情処理規則に基づき、本年度の苦情の受付及び処理状況を「苦情処理状況通知」の形（4半期毎）で次のとおり会員に周知した。

（当期に係りのあった会員数）

| | | | | |
|--------|-------------------|-------|----------|-------|
| 平成20年度 | 第4四半期（1月～3月）分 | 平成21年 | 4月13日実施 | （21社） |
| 平成21年度 | 第1四半期（4月～6月）分 | | 7月6日実施 | （19社） |
| | 同 第2四半期（7月～9月）分 | | 10月13日実施 | （23社） |
| | 同 第3四半期（10月～12月）分 | 平成22年 | 1月19日実施 | （20社） |

紛争処理結果の会員への周知

紛争処理規程に基づき、紛争の申出内容及び処理結果について、本会ホームページ（「会員専用ページ」）にて会員に周知した。

消費者相談関係機関等との情報交換等

各地の消費者行政担当者等との情報交換、意見交換等を次のとおり行った。

| 平成21年 | 主催 | 会議名 | 対応 |
|--------|----------|------------------|------|
| 5月21日 | 新潟県長岡市 | 苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 5月28日 | 関東農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 7月2日 | 東海農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 7月15日 | 中国四国農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 関西支部 |
| 9月29日 | 北陸農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 関西支部 |
| 9月30日 | 近畿農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 関西支部 |
| 10月7日 | 北海道農政事務所 | 北海道地区苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 10月16日 | 東北農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 12月14日 | 九州農政局 | 苦情・相談担当者会議 | 本部 |
| 平成22年 | | | |
| 2月23日 | 岐阜県庁 | 消費生活相談員等レベルアップ会議 | 本部 |

3. 外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

外務員研修、資格試験、登録等に係る事業については、登録外務員の更新講習において、コンプライアンスの徹底と営業手法の改善等を自覚させるコンプライアンス研修を実施した。

また、従来に引き続き登録外務員のための登録外務員講習会、登録更新講習、外務員登録資格試験を実施するとともに、主務大臣からの委任事務である外務員登録についても引き続き円滑な実施に努めている。さらに、商品先物取引に対する社会的信頼性の向上に寄与することを目的とする上級外務員の認定についても、より厳正な審査に基づき実施している。

登録外務員講習会と指定講習の実施

平成21年度における登録外務員講習会と指定講習は、下表のとおり実施した。登録外務員講習会の受講者数は194名で昨年度の受講者数366名と比べ172名下回り、また、指定講習の

受講者数は191名で昨年度の受講者数296名と比べ105名下回った。

講習会会員講師については、追加の登録講師（1名）及び各社の異動（減少16名）等により、合計61名となった。これらの会員講師は登録外務員講習会の講師として随時ご協力頂いた。

〔平成21年度登録外務員講習会実施状況〕 (数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 中 部 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 4 月 度 | 62 | | 67 | 129 |
| 10 月 度 | 41 | | | 41 |
| 2 月 度 | 24 | | | 24 |
| 計 | 127 | | 67 | 194 |

〔平成21年度指定講習実施状況〕 (数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 中 部 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 4 月 度 | 139 | 8 | 17 | 164 |
| 6 月 度 | 7 | | | 7 |
| 7 月 度 | 15 | | 2 | 17 |
| 2 月 度 | 3 | | | 3 |
| 計 | 164 | 8 | 19 | 191 |

登録更新講習の実施

平成21年度において外務員登録の更新を受けようとする者、並びに外務員再登録を受けようとする者を対象にして、登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置を周知し、併せてコンプライアンスの重要性を徹底するための「登録更新講習」を下表のとおり実施し、受講者数は全国5地区で1,029名であった。

また、従来講習内容に加えて、平成21年2月1日に総合プログラムが施行されたことに伴い、平成21年2月度より開始した「商品先物業界を取り巻く情勢と適正な勧誘・受託業務」をテーマとしたコンプライアンス研修を本年度も実施した。

〔平成21年度登録更新講習実施状況〕 (数字は受講者数)

| 地区 月 度 | 北海道 | 関 東 | 中 部 | 関 西 | 西日本 | 計 |
|-----------|--------|----------|--------|---------|--------|------------|
| 5 月 度 | 20(5) | 151(53) | 19(3) | 70(16) | 20(11) | 280(88) |
| 8 月 度 | | 159(23) | | 80(13) | | 239(36) |
| 10 月 度 | | 145(11) | 36 | 35(1) | 27(6) | 243(18) |
| 2 月 度 | | 175(64) | 19(8) | 60(23) | 13(3) | 267(98) |
| 計 | 20(5) | 630(151) | 74(11) | 245(53) | 60(20) | 1,029(240) |

()内は、再登録者の受講者数

外務員登録資格試験の実施

平成21年度（5～3月度）の実施状況は下表のとおり、延べ受験者数は396名であり、昨年度の延べ受験者数881名と比べ485名下回る状況であった。なお、累計合格率は92.9%であっ

た。

〔平成21年度外務員登録資格試験実施状況〕

(数字は受験者数)

| 地区 月 度 | 関 東 | 中 部 | 関 西 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 5 月 度 | 202 | 21 | 70 | 293 |
| 6 月 度 | 9 | 1 | 4 | 14 |
| 7 月 度 | 14 | 1 | 3 | 18 |
| 10 月 度 | 39 | | | 39 |
| 3 月 度 | 31 | | 1 | 32 |
| 計 | 295 | 23 | 78 | 396 |

外務員教育教材の制作

登録外務員講習会講義科目「商品取引所法令・諸規程」については、「四訂版商品取引所法 新旧対照表」を作成し、「受託業務の基礎知識」については、受託契約準則等の改正に伴い、「登録外務員のための受託業務の基礎知識 正誤表」を作成し、また、「商品取引所法対照法令集」については、「新旧対照表及び差替稿」を作成し、それぞれ10月度講習会から使用した。

日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年3期に分け、各地区で開催しているもので、平成21年度は、東京地区で11回実施し、延べ315名の役職員が受講した。

外務員の登録

平成21年3月末の登録外務員数は、全国で合計4,801名であったが、平成21年4月度から平成22年3月度までに新規登録外務員が715名（再登録を含む）、登録更新者数が887名、一方、退職等による登録抹消者数が2,005名であったので、平成22年3月末では3,511名となり、1,290名の減少となっている。

上級外務員認定制度

上級外務員については、一定の要件に該当する外務員について会員から申請を受け、本会において法令を遵守した委託者対応のあり方等に関する試験を実施した上で、厳正な審査のもとに認定することとしている。

本年度は、9月末日を認定申請の締切日として、12月12日に上級外務員認定試験を実施した。受験者は5社20名であったが、上級外務員認定試験小委員会による試験の合否判定及び合格者に対する上級外務員認定審査委員会の認定の可否の審査を経て、2月24日付で4社10名の者を認定した。なお、3月末現在の上級外務員は10社39名となっている。

4. 商品取引事故確認等に係る事業

商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則に基づき、主務大臣への商品取引事故の確認申請（様式第1号）、商品取引事故の主務大臣への事後報告（様式第2号）、並びに本会への事後報告（様式第3号）について、当該申請及び報告の内容の審査等業務を行った。

5. 商品取引責任準備金に係る事業

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則及び「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に関する細則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩しに係る業務を行った。

なお、準備金の積立て及び取崩し状況は以下のとおりであるが、第83回理事会（1月27日開催）において承認された商品取引責任準備金の積立て等に関する規則の一部改正の施行（平成22年4月1日）をもって、会員は本会に対して積立額や取崩額を報告する必要がなくなったことから、本会では3月分の積立額や取崩額の集計ができなくなったため、集計可能な平成22年2月末日現在の金額を掲載した。

（平成22年2月末現在）

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 商品取引責任準備金積立額合計〔 - 〕 | 2,674,549,835円 |
| 商品取引責任準備金積立額〔 + 〕 | 5,290,692,267円 |
| 平成22年2月末現在における責任準備金積立額 | 3,907,946,677円 |
| 責任準備金月次積立額合計（4月～2月） | 1,382,745,590円 |
| 商品取引責任準備金取崩し額〔 + + 〕 | 2,616,142,432円 |
| 商品取引事故による責任準備金の取崩し額（24社/106件） | 1,608,389,294円 |
| 受託業務廃止に伴う責任準備金の取崩し額（13社） | 715,688,227円 |
| 最高限度額超過に伴う責任準備金の取崩し額（12社） | 292,064,911円 |

6. 広報に係る事業

商品先物取引業の信頼性向上の取組みをPRするため、本会の事業概要、会員名、相談センターの案内等を掲載した告知広告を実施した。

新聞広告

掲載紙：5月26日及び10月27日発行の日刊工業新聞第2部「商品先物特集」（半5段）

タイトル：「日本商品先物取引協会は取引の公正な受託等の確保に努めています」

内 容：協会事業概要及び相談センターの案内

会長インタビュー

新聞及び通信媒体において、荒井会長へのインタビュー記事による特集等を実施した。

| 媒体名 | 掲載日 | 記事名 |
|-------------------|--------|------------------------|
| 時事通信J-COM | 21.7.3 | 委託者保護に万全を期し、信頼性の向上に努める |
| 商取ニュース (新年特集号) | 22.1.1 | 事業など見直し、維持存続を図る |
| 時事通信J-COM | 22.1.4 | 改正法への確に対応 |
| 日刊工業新聞 | 22.1.7 | 投資家に期待 |

インターネット広報

委託者、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するため、前年度に引き続き、ホームページによる広報の拡充に努めた。また、会員に対しては、理事会、総会の審議結果等を速やかに周知するため、速報を会員専用ホームページに随時掲載した。

会員名簿等の作成・配布

会員名簿を作成し、業界関係者等に随時配布した。

報道関係への対応

一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計13回開催した。

ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計14回発行した。

総務に関する事項

1. 平成21年度の事業計画・収支予算及び定率会費

事業計画

平成21年度事業については、平成21年2月に公表された産業構造審議会商品取引所分科会の報告書を踏まえて、商品先物取引の社会的信頼性の向上を図る観点から、トラブル解消に向けた集中的な取組みを一層充実するために「商品先物取引委託者保護総合プログラム」を平成21年2月1日より実施し、会員に対するコンプライアンス体制強化等についての指導等の実施、法令違反者等に対する厳正な指導等の実施、苦情及び紛争防止のための情報開示の充実化などを柱として、委託者保護の徹底に向けて集中的に取り組むこととした。

自主規制に係る事業

イ. 法令等遵守と高い商業倫理確立に係る会員自主規制の徹底

- a. 法令、諸規則の遵守の徹底
- b. 会員の自主規制ルール及び受託業務管理体制の整備
- c. 営業幹部・法令遵守部門責任者等に係るコンプライアンスの普及
- e. 「商品先物取引委託者保護総合プログラム」に基づく、勧告・公表、制裁（処分）の実施

苦情・相談の解決に係る事業

イ. 委託者等からの苦情の解決

ロ. 紛争の解決のためのあっせん及び調停

- a. ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得
- b. 認証事業者としての体制の整備とこの円滑な運営
- c. 認証事業者となった場合には、委託者から手数料を徴収

ハ. 苦情・紛争内容の調査、分析と周知

ニ. 各地区の消費者相談機関等との情報交換

外務員研修・資格試験・登録等に係る事業

イ. 外務員研修に係る事業

- a. 登録外務員講習会の運営・実施
- b. 登録更新講習の運営・実施
- c. 外務員教育教材の制作

ロ. 外務員登録資格試験の運営・実施

ハ. 外務員の登録等に係る事業の運営・実施

ニ. 外務員の専門性向上に係る事業の運営・実施

ホ. 会員役職員に対する研修（日商協ゼミナールの実施）

ヘ. 上級外務員認定資格試験等の運営・実施

監査に係る事業

イ. 会員の業務に関する監査事業の実施

ロ．会員の財務及び経理に関する監査事業の実施

ハ．会員の統一経理基準に関する業務の実施

商品取引事故確認等に係る事業

イ．商品取引事故の確認申請及び審査等業務の実施

ア．会員の商品取引事故の確認申請に係る受理、審査、進達等の円滑な処理とこの確認申請制度の会員への周知徹底

イ．会員の商品取引事故に伴う損失補てんに係る報告書の受理、審査等の円滑な処理とこの事後報告制度の会員への周知徹底

ウ．会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する社内管理体制の整備

ロ．商品取引責任準備金の積立及び取崩し等の管理業務

ア．準備金の積立て等の管理

イ．準備金の取崩し等の管理

広報に係る事業

イ．協会ホームページの充実・強化

ロ．協会事業に係る情報開示

ア．会員情報開示制度の紹介

イ．協会自主規制活動についての情報開示

ウ．マスコミ報道機関等への情報提供

ニ．内外自主規制機関との連携

コンプライアンス強化等特別事業

登録更新講習におけるコンプライアンス研修の実施等

当初収支予算及び変更収支予算

委託者数の減少、出来高の大幅な落込みなど、商品先物取引業界を取り巻く環境はこれまでになく大変厳しい状況であり、平成21年度の当初予算については、支出面では抜本的な経費の削減を行うこととし、収入面では主な収入源である会費収入に、事務所面積の縮小や支部の廃止に伴う敷金の戻入収入や雑収入を加えても支出をまかなうことが難しいことから、運営準備金を活用することとして、運営準備積立金の過剰金口を一般口へ繰り入れることとし、予算規模8億3千9百万円（前年当初予算比1億4千9百万円減）として、第20回臨時総会において承認された。

平成21年度の予算執行については、年度当初より徹底的な節約を行い、中部支部を9月末で廃止、本部事務室の1～3階部分の賃貸借契約を8月末で解除し縮小、常勤役員人件費の通年20%カット（10月以降は40%カット）及び7月以降常勤役員の1名減員、職員人件費の抑制及び職員の減員、各種セミナーの開催等のコンプライアンス事業の原則凍結、その他事業についても実施方法についてきめ細かく検討し経費の節約を図る、といった施策により事業費及び事務所費とも極力支出の削減に努めたところであったが、その後も売買枚数の低下による会費収入の減少等が続き、12月末時点での会費収入見込額は、当初の予算5億1千8百万円に対し約20%の減収となる4億1千3百万円となった。

このことから、全ての事業において再度の支出の見直しを図り経費節減に最大限務めたとしても、なお、収入不足が見込まれる状況となったため、変更収支予算を策定することとなった。

その概要は、変更予算支出については、事業費を4億8百万円から3億6千6百万円（当初予算比4千2千万円減）、事務所費を2億8千7百万円から2億7千6百万円（同1千2百万円減）、運営準備積立預金（一般口）支出を1億3千9百万円から1億4千万円（同1百万円増）、運営準備積立預金（過剰金口）支出を当初予算無しから5千3百万円、予備費を5百万円から支出無しとした結果、支出予算の合計を8億3千5百万円とした。

変更予算収入については、会費収入を5億1千8百万円から4億1千3百万円（当初予算比1億5百万円減）、各種手数料収入を3千8百万円から2千7百万円（同1千1百万円減）、その他雑収入を30万円から1百万円（同78万円増）、過剰金収入を過剰金口支出と同額の5千3百万円、運営準備積立金（一般口）からの取崩収入を7千5百万円、退職給付引当金取崩収入を4千9百万円から5千3百万円（同5百万円増）、運営準備積立金の過剰金口から一般口への繰入を1億3千9百万円から1億4千万円（同1百万円増）、敷金・保証金戻入収入を2千万円から2千4百万円（同3百万円増）とし、平成20年度からの前期繰越収支差額分4千1百万円を加えて8億2千7百万円とした。年度当初より細微にわたる支出の削減を行ったところであったが、それでもなお8百万円の収入不足分が見込まれることとなったため、運営準備積立金（一般口）から当初予算である7千5百万円に変更予算として不足額8百万円の取り崩しを追加して行い、結果、運営準備積立金（一般口）の取崩額の合計は8千3百万円として、平成21年度変更予算の予算規模を8億3千9百万円から8億3千5百万円（当初予算比5百万円減）として作成し、第40回総務委員会（2月15日開催）及び第84回理事会（2月24日開催）の審議を経て、第21回臨時総会（3月17日開催）において承認された。

2. 協会運営の合理化

本部事務所面積の縮小

平成21年度当初の収支予算では、本部事務所の2階及び3階の賃貸借契約を平成21年10月以後解除することとしていたが、空いたスペースを賃借する(株)日本商品清算機構の要望を踏まえ、1階の会議室等についても同契約を解除することについて、第37回総務委員会（5月20日開催）の審議を経て、第77回理事会（5月28日開催）において承認されたため、予定を早めて8月末日をもって賃貸借契約を解除した。

「組織規程」の一部改正

中部支部の廃止

名古屋市内を拠点とする本会会員数、本会中部支部の苦情・相談受付件数、あっせん・調停受付件数、登録外務員講習会受講者数及び外務員登録資格試験受験者数がいずれも減

少傾向にあること、並びに本会の厳しい財務状況を鑑み、中部支部を廃止することを内容とする組織規程について、第37回総務委員会（5月20日開催）の審議を経て、第77回理事会（5月28日開催）において改正が承認され、10月1日に施行された。（中部支部の業務は9月11日をもって終了し、9月30日に閉鎖した。）

本会の事務局体制の抜本的再編及び関西支部の廃止

平成22年度の予算作成にあたり、会員数の減少とともに、規制の強化等に対応した会員のコンプライアンス水準の底上げを背景に苦情・紛争の件数が減少してきていること、会員のビジネスモデルの転換などから、多数の外務員を擁する会員も少なくなっていること、さらに、改正法においては「不招請勧誘の禁止」の枠組みが導入され、一段と苦情・紛争の件数が減少すると予想されることを踏まえ、改正法の施行により業務分野が広がるという事情を考慮しても全体的な業務量は相当減少すると見込まれるので、これに見合う形の事務局体制に再編する必要があるとする「平成22年度予算作成の基本的考え方」が第81回理事会（平成21年11月25日開催）で承認されたこと受け、(ア)自主規制部、監査部及び審査部を統合し、名称を「自主規制グループ」とする、(イ)総務部及び研修登録部を統合し、名称を「管理グループ」とする、(ウ)上記(ア)及び(イ)に併せて、職制、事務分掌及び職務分掌を整理する、(エ)関西支部を廃止することを内容とする組織規程について第39回総務委員会（1月15日開催）の審議を経て、第83回理事会（1月27日開催）において改正が承認され、平成22年5月1日に施行されることとなった。（関西支部の業務は3月31日をもって終了し、平成22年4月30日に閉鎖することとなった。）

3．会員代表者懇談会の開催

本会の運営に会員の意見をより反映させるとともに、本会の事業等についての会員の理解を深めるため、7月10日及び12月8日に東京穀物商品取引所2階会議室において日本商品先物振興協会（以下「先物協会」という。）と共同で開催した。

〔7月10日〕

（議題） 商品取引所法改正の概要について

〔12月8日〕

（議題） 1．改正商品取引所法の施行に向けた今後の取組みについて

2．今後の日商協及び先物協会のあり方について

3．その他

4．会員の異動

本会の会員は4月1日現在49社であり、平成21年度内に次の異動があった。3月31日現在の会員数は37社であった（資料7「会員名簿」参照）。

加 入

| 会 員 名 | 代 表 者 名 | 年 月 日 |
|-----------|---------|-----------|
| ひまわり証券(株) | 山 地 一 郎 | H21.12.25 |

脱 退

| 会 員 名 | 事 由 | 年 月 日 |
|-----------------|-----------------------------|-----------|
| エイチ・エス証券(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21. 5.25 |
| (株)丸市商店 | 商品取引受託業務の廃止 | H21. 5.28 |
| SBIフューチャーズ(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21. 7.31 |
| アイディーオー証券(株) | 日本ユニコム(株)に対する商品取引受託業務の全部承継 | H21. 8. 3 |
| パブリックフューチャーズ(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21. 8.27 |
| 東陽レックス(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21.10.31 |
| 日本取引(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21.11. 9 |
| 米常商事(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21.11.12 |
| タイコム証券(株) | 破産手続開始の決定があったため | H21.12.25 |
| 協栄物産(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H21.12.28 |
| スター為替証券(株) | 商品取引受託業務の廃止 | H22. 3. 5 |
| インヴァスト証券(株) | ドットコエティ(株)に対する商品取引受託業務の全部承継 | H22. 3.27 |
| (株)小林洋行 | 商品取引受託業務の廃止 | H22. 3.30 |

商号の変更

| 新商号 | 旧商号 | 年 月 日 |
|---------------------------|---------------------------|-----------|
| (株)中部第一 | (株)トレックス | H21. 4. 1 |
| ジャパン・プライベート・アセットマネジメント(株) | J P ア セ ッ ト 証 券 (株) | H21. 4.23 |
| (株)U H G | (株)U S S ひまわりグループ | H21. 7. 1 |
| J P ア セ ッ ト 証 券 (株) | ジャパン・プライベート・アセットマネジメント(株) | H21. 8.24 |
| スター為替証券(株) | スターアセット証券(株) | H21.10. 1 |
| 三菱商事フューチャーズ(株) | 三菱商事フューチャーズ証券(株) | H21.10. 1 |